介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

指定介護予防支援事業者

土岐市土岐津町土岐口2087-1ドリームマウンテンC 土岐市中部地域包括支援センター 設置者 社会福祉法人美濃陶生苑

理事長 酒 井 幸 昌

- 1 事業の目的及び運営の方針
- (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的としています。

- (2) 運営方針
 - ア) サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者のサービス選択及びサービスの適正性等を常に総合的に考慮して計画を作成します。
 - イ) サービス提供は、適切で自立支援に効果があるものとなるように検討し、保健医療サービス及び福祉 サービスとの連携が保てるように努めます。
 - ウ) 事業の実施にあたっては、他の介護支援事業者、指定居宅サービス事業者及び関係機関との連携に努めます。
 - エ) 利用者は、計画作成者に対し複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防 サービス計画又は介護予防ケアマネジメントケアプランに位置づけた指定介護予防サービス事業者等 の選定理由について説明を求めることができます。
- 2 事業内容

「事業の目的」に沿って、介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメントケアプランの作成をします。

- 3 営業日及び営業時間
- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分
- (3) サービス担当地域 土岐津町・肥田町(旭ヶ丘を除く)
- 4 身分証明

関係する職員は、求めに応じて身分証明書を提示します。

5 情報提供

利用者は、介護予防事業・介護予防ケアマネジメントに必要であるとして関係職員から求められた個人情報 については開示をします。

6 個人情報管理

関係職員は、業務上知り得た利用者、扶養者及び家族等に関する情報は、正当な理由又は本人の承諾なしに他に漏らしません。ただし、次の場合においては、情報提供することができます。

- (1) 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用のために、サービス提供事業者に提供する場合
- (2) 個人が特定できないようにしたうえで、事業評価及び学会、研究等のために使用する場合
- 7 苦情申立

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに対する苦情は次のところにすることができます。

- (1) 土岐市中部地域包括支援センター 管理者 牧野 明子 (0572)56-1125
- (2) 社会福祉法人美濃陶生苑第3者委員

しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人 たなか事務所	司法書士
	電話 0572-67-1815	
	名古屋市中区丸の内 2-20-2	
たかの かずゆき 高野 和幸	オアシス丸の内 NORTH 6 階	弁護士
	電話 052-253-3278	

- (3) 土岐市役所 高齢介護課 (0572) 54-1111
- (4) 岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9826
- 8 その他の重要事項説明

介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、その事業者に 関する重要事項の説明をすることがあります。

9 担当及び連絡先

土岐市中部地域包括支援センター (0572)56-1125

	事業者
電話	雪託

上記のとおり説明を受け、内容について同意します。

氏名 (続柄)

令和 年 月 日

利用者	住所	
	<u>氏</u> 名	
署名代行者	住所	